

鎌倉市利用調整基準表 (令和3年度4月入所から適用)

(1) 基本点数				点		
番号	実施基準	保護者の常態		点数		
				父	母	
1	居宅外労働 (居宅外自営業を含む)	月160時間以上勤務の者		20	20	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17	
		月80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16	
		月64時間以上、80時間未満勤務の者		15	15	
2	居宅内労働 (居宅内自営業を含む)	月160時間以上勤務の者		19	19	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		18	18	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		17	17	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		16	16	
		月80時間以上、100時間未満勤務の者		15	15	
		月64時間以上、80時間未満勤務の者		14	14	
3	就労内定	就労内定者(事業開始準備中の者を含む)		14	14	
4	求職活動中	就職活動中の者		12	12	
5	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者		14	14	
6	疾病・負傷・障害	入院	1カ月以上の入院	20	20	
		自宅療養	常時病臥(一日の大半を病床で過ごす場合)	20	20	
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16	
		心身障害	身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている者 療育手帳(A1、A2)の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている者		20	20
			身体障害者手帳(3級・4級)の交付を受けている者 療育手帳(B1、B2)の交付を受けている者		18	18
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合		16	16
7	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	20～15	20～15	
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	19～14	19～14	
8	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用		20～15	20～15	
9	就学	就学に要する時間を基に、居宅外(居宅内)労働の基準を準用		20～14	20～14	
10	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40	
11	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		8	8	
(2) 調整点数				点		
内 容				点数		
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯			+10		
2	すでに兄弟姉妹が利用している			+5		
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(2人)			+2		
4	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(3人以上)			+3		
5	同居の小学校第6学年までの児童が3人以上の世帯			+2		
6	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合(連携保育施設のない施設に限る)			+30		
7	転園を希望している(転居や勤務先の変更、兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る)			+8		
8	同居・2世帯住宅・同一敷地内に(1)基本点数の実施基準に該当しない祖父母(65歳未満)が同居している場合			-10		
9	同居の親族を常時介護又は看護している			+4		
10	前年度入所不承諾である			+2		
11	前年度入所不承諾に加え、前々年度も入所不承諾である			+2		
12	産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である(既に復職している方を含む)			+8		
13	保育を必要とする要件があり、申込み児童が認可外保育施設やベビーシッター(月極)、一時預かりを週4日かつ1日4時間以上、有償で利用している。(育児休業中は除く)			+4		
14	保育を必要とする要件があり、認定こども園の幼稚園部分(1号認定児)を既に利用しており、同じ認定子ども園の保育園部分(2号認定児)の利用を希望している。			+4		
15	保育士等として市内の保育所・認定こども園・地域型事業所で就労(内定)している(月120時間以上)			+20		
16	保育士等として市内の保育所・認定こども園・地域型事業所で就労(内定)している(月64時間以上、120時間未満)			+15		
17	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在である。			+2		
18	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している			+14		
19	生計中心者が非自発的理由により失業した			+4		
20	児童が障害を有する場合			+4		
21	生活保護法による被保護世帯である、またはそれに準ずる生活困窮世帯である			+6		
22	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合			+30		
23	兄弟姉妹(卒園した者も含む)の保育料に正当な理由がなく6か月分以上滞納がある			-16		
24	市外居住者である(転入予定の者を除く)			-16		
25	市外居住者であり、保護者のいずれかが鎌倉市在勤である(転入予定の者を除く)			+4		
市役所記入欄						
年 月 審査から適用				(1) 基本点数 + (2) 調整点数 = 合計 点		

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 選考方法

【 A 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 B 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】

希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い者を選考します。
（第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。）

■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に優先し、審査会にて判断します。

- | | | |
|----------------------|-----------------------|----------------|
| (1) 基本点数の合計が高い世帯 | (2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 | (3) 希望施設順位の高い方 |
| (4) 育児休業の最長期間がより短い世帯 | (5) 待機期間が長い世帯 | (6) 世帯収入の低い世帯 |

■ 基準点数・調整点数の備考

項目	内 容
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とする。
(1)-1, 2	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間によって、区分する。
(2)-1	離婚調停中の場合、離婚調停中だとわかる書類（協議書等）が必要である。離婚調停を伴わない、離婚予定を理由にする別居等には加点しない。
(2)-2	入所希望月に鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に在園する場合に限る。兄弟姉妹が別々の園に入所している場合の転園申込みを除く。 また、(2)-7と同時に加点されない。
(2)-3	(2)-4 と同時に加点されない。
(2)-4	(2)-3 と同時に加点されない。
(2)-6	鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に限る。
(2)-7	転居や勤務先の変更、または兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る。また、(2)-12と同時に加点されない。
(2)-9	(1)-7 に該当する場合を除く。
(2)-10	入所申し込み締切日時点で入所保留児童となっているかで判断する。内定辞退者は申込み取り下げ扱いとなるため、その後再度入所利用申請を行い、入所保留となった場合に加点する。
(2)-11	(2)-10に該当し、さらに本項目に該当する場合のみ加点する。
(2)-12	就労開始日が申し込み児童の誕生日以前の場合のみ加点する。また、(2)-7と同時に加点されない。
(2)-13	該当施設において、週4日以上かつ1日4時間以上の利用があり、月64時間以上の保育要件のある方に限る。また、幼稚園の長時間預かりの利用者を含む（ただし(2)-14と同時に加点されない）。さらに、保護者が育児休業中または、求職中の場合は加点されない。
(2)-14	認定こども園の1号認定に在籍しており、月64時間以上の保育要件のある方に限る。さらに、保護者が育児休業中または、求職中の場合は加点されない。
(2)-15, 16	鎌倉市内保育所等に在籍している場合に限る。認定こども園の場合は保育園部分に在籍のみに加点する。
(2)-18	退所した該当児童のみに加点する。
(2)-20	療育手帳、または身体障害者手帳を有する場合。
(2)-23	失業や罹災等やむを得ない場合を除く。

■ その他利用調整に係る備考

- ・ 未提出書類及び提出書類の不備があった場合は審査対象外とします。
- ・ 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の施設の申込みの効力はなくなります。
- ・ 審査基準日は申込み締切日とします。
- ・ 内定を辞退した場合、すべての施設を取り下げ扱いとします。辞退後に、入所を希望する場合は再度申請が必要です。
- ・ この利用調整基準表は、令和2年度の保育所等入所審査から適用します。

■ 審査に必要な証明書類等について

項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書（スケジュール表、開業届の写しもしくは確定申告書の写し等自営業を証明する書類）	(2)-1	保育を必要とする要件を証明する書類、ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であることを証明する書類
(1)-2		(2)-9	被介護者・被看護者の診断書等、介護状況申告書
(1)-3		(2)-12	就労証明書（育児休業・産休に関する記載のあるもの）
(1)-4	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）	(2)-13	保育証明書等
(1)-5	母子手帳の写し（表紙、分娩予定日の分かる部分）	(2)-15	保育士等として市内の保育所・認定こども園・地域型事業所で就労（内定）していることわかる就労証明書
(1)-6	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	(2)-16	
(1)-7	災害の復旧についての証明書類（又は申立書）	(2)-17	就労証明書、入院等の状況のわかる書類等
(1)-8	学生証（又は在籍証明書）の写し、時間割表等の写し	(2)-18	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所していることについての申立書
(1)-9	保育を必要とする要件を証明する書類、ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であることを証明する書類		(2)-20
(1)-10	保育を必要とする要件を証明する書類等	(2)-25	就労証明書